

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

関係団体の長 殿

宮崎労働局労働基準部
健 康 安 全 課 長

荷主等に対する「荷役災害防止担当者研修」の周知依頼について

労働基準行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、陸運業における休業 4 日以上之死傷災害は、約 60%が「荷役作業時」に発生しており、このうち 65%が荷主先で発生しております。

物流センター等の複数の事業場の作業従事者が混在して荷役作業等を行う作業場所においては、これまでも労働災害を防止するための各社間の連絡調整等が行われなかったことにより死亡災害等の重篤な災害が繰り返し発生しております。(別紙 1 参照)

このような状況から、令和 7 年 5 月 14 日に公布された改正労働安全衛生法においては、混在作業が行われる場所を管理する事業者（作業場所管理事業者）に対し連絡調整等の措置が義務化（同法第 30 条の 4 に新設）されており、令和 9 年 4 月 1 日から施行されます。(別紙 2 参照)

つきましては、荷役災害防止と改正法遵守の観点から、別添「研修案内リーフレット」により荷主等（荷主、配送先、元請事業場等の混在作業が行われる場所を管理する事業者）の傘下会員事業場にご周知いただきますようお願いいたします。

研修案内リーフレット掲載
宮崎労働局ホームページ
二次元コード

